

答申第 2 5 7 号（諮問第 2 5 5 号）

「〇〇市〇〇町〇〇地区に〇〇の電気業者が計画をしている木質バイオマス発電事業について（１）業者が群馬県に提出している事業計画内容を記載した資料のうち、全部開示決定を行った公文書を除くもの。（２）燃料の木材チップの調達先と調達ルートがわかる情報。（３）周辺住民の方々に対する説明会開催予定がわかる情報。（４）この事業に投入されている各種補助金の内容がわかる情報。（５）この事業に関するそのほかの関連情報（事業者とのやりとりを記したメモ等）。」の公文書部分開示決定及び公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

別表1（あ）欄に掲げる本件請求に係る公文書につき、その一部を非開示とし、本件請求（4）に係る公文書を不存在とした決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和4年1月12日付けで、「聞くところによると最近、〇〇市〇〇町〇〇地区に〇〇の電気業者が木質バイオマス発電設備を建設し稼働する事業計画を立てているようです。ついては、当該事業計画について、以下の情報。（1）業者が群馬県に提出している事業計画内容を記した資料。（2）燃料の木材チップの調達先と調達ルートがわかる情報。（3）周辺住民の方がに対する説明会開催予定がわかる情報。（4）この事業に投入されている各種補助金の内容がわかる情報。（5）この事業に関するそのほかの関連情報（業者とのやりとりを記したメモ等）。」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求（1）ないし（3）及び（5）に係る公文書を別表1（あ）欄の公文書と特定し、条例第18条第1項の規定に基づき、令和4年1月25日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、別表1（い）欄に係る公文書の一部を開示しない理由を別表1（う）及び（え）欄のとおり付して、請求人に通知した。また、本件請求（4）に係る公文書を保有していないとして、条例第18条第2項の規定に基づき、同日付けで公文書不存在決定（以下「本件処分2」という。）を行い、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和4年3月29日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和4年5月20日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和4年12月26日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

6 意見書の提出

請求人は、条例第32条の規定に基づき、令和5年3月3日付けで意見書を作成し、審査会に提出した。

第3 争点

条例第14条第2号又は第3号に該当するとして請求された公文書の一部を非開示とした本件処分1が妥当かどうか。請求された公文書の一部が不存在であるとした本件処分2が妥当かどうか。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

（1）審査請求の趣旨

本件処分1及び本件処分2を取り消し、開示決定を求める。

（2）審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

ア 本件請求（4）を不存在としたことについて

処分庁は、不存在理由として、補助事業に関する申請履歴はこれまでないとしているが、木質バイオマス発電事業において、間伐材利用を一部でも計画している限り、補助金の利用は確定的である。しかも、木質バイオマス発電を計画している事業者（以下「特定事業者」という。）は林業機械の整備をこれから行う予定だという。よって、特定事業者が本件事業に係る補助事業等无缘であるはずはなく、補助事業に関する情報が存在しなければならないので、処分庁の判断は失当である。

「相談を受けた記録がない」とすると、杜撰な計画により、不十分な設備や施工、運営により周辺への騒音や粉塵や排水、排ガスなどの環境負荷の影響が懸念される。

イ 条例第14条第3号イ該当性について

条例第14条第3号（法人等事業情報）イは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と定めているが、当該情報は、資源エネルギー庁のガイドラインにもあるとおり、周辺住民とのコンフリクトを回避するために、

事前に事業計画について周知のために特定事業者が誠意をもって説明すべき情報である。今回、特定事業者は本件事業施設の出力が2,000キロワット未満であるとして、地元説明会の開催を不要としており、資源エネルギー庁の指針に違背する対応をとっている。特定事業者の義務が果たされない以上、行政からの情報開示が不可欠である。

今回の事業計画では、木質燃料を間伐材のみならず、産業廃棄物由来の木質廃材の利用を念頭に置いている。しかも、産廃由来の木質燃料が、搬入される木質チップの大半を占めることから、余計、得体のしれない業者や調達ルートについての地元住民の不安は増大することになる。さらに特定事業者は従業員10人そここの事業規模であり、これまで林業や木質バイオマス発電事業に関わった経験がなく、黒塗りだらけの事業計画を見ても、行政のお墨付きを得た林業事業体認定機関や、バイオマス発電事業の経験豊富と思しき法人から技術的支援を受け、さらに金融機関からも支援を受けるとしており、新事業に参入するとはいえ、さながらダミーのような事業者とみなすことができる。本当に事業を問題なく円滑に実施できるかどうかを、地元住民らがきちんと認識できるようにするには、特定事業者が自ら地元説明会を開き、地元住民の懸念や不安にきちんと誠意をもって説明する姿勢が何より重要であるが、前述のとおり、特定事業者は出力2,000キロワット未満を理由に地元説明会を開催しないと自らの責務を放棄しており、処分庁がこうした取引先や投資や調達資機材の情報について、なんでもかんでも内部管理情報として判断するのは容認し難い。

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指すが、今回特定事業者が使用する間伐材については、緑の県民税も投入されており、CO₂削減対策の決め手の一つとして運用されるFIT制度を利用する事業でもあり、特定事業者の権利よりも公共性が重視されるべきである。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指すが、限られた間伐材の有効利用の観点から、本件事業に競争性はそもそも概念として成立しえない。

「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものであるが、事業を立ち上げるノウハウもカネも燃料調達ルートや林業機械すら全く持たない特定事業者にとって、外部からの支援が不可欠であり、そうした外部からの支援状況を担保する情報は、地元住民に対して当然に開示されるべきものであることは明らかである。

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがああり、その権利利益にも様々な

ものがあるので、法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要があることは言うまでもない。ちなみに、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

（1）弁明書における主張要旨

ア 本件請求（4）を不存在としたことについて

木質バイオマス発電事業に投入しうる補助事業は、実施機関が所管する補助事業には存在せず、過去に補助金の投入について相談を受けた記録も存在しない。

林業機械の整備に係る補助事業に関しては、特定事業者から提出された「林業事業体としてのビジョンについて」と題する文書に記載されている「令和3年度中小企業等事業再構築促進事業」については、中小企業庁の事業再編構築補助金事務局が所管している。また、これ以外の実施機関が所管する補助事業の投入に関する相談の記録や、補助金申請が実施機関に対して行われた記録も存在しない。

イ 法人の従業員の情報について

法人の従業員の氏名及びメールアドレスは、個人を識別できるものであり、公にすると当該個人の権利利益を害するおそれがあるため非開示とした。

ウ 法人の事業情報について

以下の情報については、内部管理情報であり、公にすることにより、競争相手に知られた場合、特定事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第14条第3号イに該当すると考え、非開示とした。

（ア）供給に係る事業者・事業地情報及び各種燃料使用量・調達価格等に係る記載

（イ）事業費用に係る部分及び保守点検責任者情報及びバイオマス燃料の使用量・比率

エ 特定事業者を除く事業者の情報

当該情報は、第三者に関する情報であり、公にすることにより、競争相手等に知られる蓋然性が高く、当該第三者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非開示とした。

(2) 口頭説明

ア 実施機関で行う事務は、「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の「木質バイオマス発電設備」の事業計画のうち、「バイオマス燃料調達及び使用計画」の内容について事業者から説明を受け、計画に対する実施機関の意見を述べるにとどまる。

イ 部分開示決定とした理由は、本件の再生可能エネルギー発電事業計画について、資源エネルギー庁の認定を受ける前であり、計画審査中に特定事業者の経営に関する情報等、内部管理情報を実施機関が第三者に公表することで、審査の結果に影響を及ぼすおそれがあると判断した。当該事業計画を所管しない実施機関は、今回非開示とした部分について、資源エネルギー庁の計画審査に影響を及ぼすおそれがないとは断定できないことから、特定事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると解釈し、条例第14条第3号イにより部分開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、別表2の文書1ないし8の公文書である。

実施機関は、本件請求のうち(1)ないし(3)及び(5)に係る公文書を本件請求に係る公文書(以下「本件公文書」という。)と特定した上で、本件公文書の一部について条例第14条第2号又は第3号に該当するとして、その一部を非開示とする本件処分1を行った。また、本件請求のうち(4)に係る公文書については、保有せず不存在であるとして本件処分2を行った。これに対し請求人は、本件処分1を取り消し、非開示部分を開示するとともに、本件処分2に係る公文書について、文書を特定し、開示することを求めている。

そこで、審査会において本件公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件処分1及び本件処分2の妥当性について検討する。

2 本件処分1の妥当性について

(1) 本件公文書について

本件公文書は、特定事業者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づき、経済産業大臣あてに再生可能エネルギー発電事業計画の認定の申請を行うに際し、実施機関に事前に説明を行った際に提出した下書き段階の申請書及び関係する文書である。

審査会で本件公文書を見分したところ、非開示とされている部分には、別表2に記載されている情報が記載されていた。

(2) 条例の定めについて

ア 個人に関する情報について

条例第 14 条第 2 号本文前段では「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として定めている。

そして、一般に公にされており個人の権利利益を侵害せず非開示にする必要のない情報、個人の権利利益を侵害しても開示することによる公益が優先するため開示すべき情報及び公務員の職務の遂行に関する情報を同号ただし書イないしハで非開示情報から除くこととしている。

イ 法人等事業情報について

条例第 14 条第 3 号では「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。」とし「イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を法人等に関する非開示情報として定めている。

そして、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を、同号ただし書において非開示情報から除くこととしている。

(3) 非開示情報該当性について

本件公文書のうち、その一部が条例第 14 条第 2 号又は第 3 号に該当するとして非開示とされていることから、その該当性について検討する。

なお、本件処分 1 において実施機関が条例第 14 条第 4 号イに該当するとした記載は、いずれも同条第 3 号イの誤りとのことである。

ア 文書 1～7

(ア) 特定事業者に関する情報

非開示とされている別表 2 の項番 3 ないし 5、8 ないし 11、14、15 及び 17 ないし 19 には、特定事業者が保有する予定の林業機械の情報、過去の収支及び今後の収支の見込み、融資を予定している金額、工事費用、保守点検費用、廃棄等費用及び毎月積立金額、現在の有資格者数、今後の雇用を予定する人数並びに内部要因のうち「弱み」に係る分析が記載されている。また特定事業者及びその取引先事業者における木質バイオマス燃料の入荷量及び入荷計画並びに取引先事業者の主な出荷先が記載されている。

これらは、通常公にされていない特定事業者の内部管理情報であると認められ、これを公にすることにより、特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから条例第 14 条第 3 号イに該当する。また、非開示部分に記載された情報は、発電設備等

からの臭気、稼働音及びばい煙の発生等に対する周辺環境への配慮について記載した部分に当たらず同号ただし書に該当する事情は認められないから、非開示としたことは妥当である。

(イ) 特定事業者の取引先に関する情報

a 取引先事業者の名称等について

非開示とされている別表2の項番1、2、6、7、12、13、16及び23には、燃料調達事業者の名称・団体認定番号、林業事業について技術指導を行う者の名称、認定経営革新等支援機関の名称、金融機関の名称及び保守点検業者の名称が記載されており、いずれも特定事業者の取引先事業者を特定できる情報である。

当該部分は公にすることにより、特定事業者と競合関係にある事業者等が各取引先へ働き掛けを行うなどの対抗措置を講ずるおそれがあり、ひいては、特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから条例第14条第3号イに該当し、前記(ア)と同様に同号ただし書に該当する事情は認められないから、非開示としたことは妥当である。

b 法人の代表者の印影について

非開示とされている別表2の項番22には、特定事業者及び燃料調達業者の代表者の印影が記載されている。

当該印影は、押印された書類等の記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有するものであり、これを公にすることにより、印影が偽造され悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認められることから条例第14条第3号イに該当し、前記(ア)と同様に同号ただし書に該当する事情は認められないから、非開示としたことは妥当である。

イ 文書8について

文書8は、特定事業者と提携する事業者（以下「提携事業者」という。）が実施機関とやり取りした複数のメールである。

(ア) 担当者の氏名及びメールアドレスについて

非開示とされている項番24には、提携事業者の担当者の氏名及び当該氏名がその一部に使われているメールアドレスが記載されている。

これらは条例第14条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

同号ただし書該当性について検討すると、非開示部分に記載された情報は、発電設備等からの臭気、稼働音及びばい煙の発生等に対する周辺環境への配慮について記載した部分に当たらないため、ただし書口に該当せず、イ及びハのいずれにも該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、条例第 14 条第 2 号に該当し、同号ただし書に該当する事情は認められないから、非開示としたことは妥当である。

(イ) 提携事業者を特定できる情報

非開示とされている項番 25 には、提携事業者の名称、所在、電話番号及びファクスの番号など提携事業者を特定できる情報が記載されている。

当該部分を公にすることにより、特定事業者と競合関係にある事業者等が提携事業者へ働き掛けを行うなどの対抗措置を講ずるおそれがあり、ひいては、特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから条例第 14 条第 3 号イに該当し、前記ア（ア）と同様に同号ただし書に該当する事情は認められないから、非開示としたことは妥当である。

(ウ) 提携事業者の事業に関する情報

非開示とされている項番 26 には、提携事業者が関係する別件の事業に関する事業者の名称等が記載されている。

提携事業者がいかなる個別事案に関与しているかという情報は、通常公にされていない当該事業者の内部管理情報であり、当該部分を公にすることにより、本件事業と関係のない提携事業者の契約先等が明らかとなり、提携事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから条例第 14 条第 3 号イに該当し、前記ア（ア）と同様に同号ただし書に該当する事情は認められないから、非開示としたことは妥当である。

3 本件処分 2 の妥当性について

(1) 実施機関の主張について

実施機関は、本件事業については、その性質からして木質バイオマス発電に関する補助事業及び林業機械の整備に係る補助事業の利用が想定されとしている。

そして、木質バイオマス発電事業に投入しうる補助事業は、実施機関が所管する補助事業には存在せず、林業機械の整備に係る補助事業については、特定事業者は中小企業庁の中小企業等事業再構築促進事業の補助を受ける予定であり、実施機関に対しては過去に補助金の投入について相談を受けた記録が存在しないとしている。

(2) 本件公文書の記載について

文書 2 には、特定事業者が令和 3 年度中小企業等事業再構築促進事業の実績報告までに主要な林業機械を購入予定であることが記載されている。

文書 3 には、特定事業者の林業機械の整備に係る費用に関する記載があり、

その費用を中小企業等事業再構築促進事業の補助対象経費として予定しているとの記載がある。

(3) 判断

特定事業者による本件事業の実施において利用が想定される補助事業のうち、木質バイオマス発電に関する補助事業については、実施機関において補助制度がないことから、これに関する公文書を取得も作成もしていないとする実施機関の主張は妥当である。

また、特定事業者による本件事業の実施において利用が想定される補助事業のうち、林業機械の整備に関する補助事業については、本件公文書の記載によれば、特定事業者は中小企業庁の中小企業等事業再構築促進事業を利用する予定であるから、同種の補助について実施機関に申請することは通常は想定されず、これに関する公文書を取得も作成もしていないとする実施機関の主張は妥当である。

したがって、実施機関において本件請求に係る公文書のうち(4)に関する公文書を保有していたとは認められず、不存在としたことは妥当である。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
令和 4 年 1 2 月 2 6 日	諮問
令和 5 年 7 月 2 8 日 (第 9 7 回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 5 年 1 0 月 1 7 日 (第 9 8 回 第二部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和 5 年 1 2 月 2 1 日 (第 9 9 回 第二部会)	審議
令和 6 年 3 月 2 9 日 (第 1 0 0 回 第二部会)	審議
令和 6 年 5 月 2 0 日 (第 1 0 1 回 第二部会)	審議

令和 6 年 7 月 2 3 日 (第 1 0 2 回 第二部会)	審議
令和 8 年 9 月 1 4 日	答申

○別表 1 (部分開示決定における非開示部分及びその理由)

番号	文書名(あ)	開示しない部分 (い)	該当条例 (う)	開示しない理由 (え)
文書1	回議資料	申請者の取引先に関する情報	群馬県情報公開条例第 14 条第 3 号イ 該当	①当該情報は、内部管理情報であり、公にすると、取引先からの信用を失うなど、申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
文書2	ビジョン	申請者の取引先に関する情報	群馬県情報公開条例第 14 条第 3 号イ 該当	①に同じ
		林業機械の規格・台数の情報	群馬県情報公開条例第 14 条第 3 号イ 該当	②当該情報は、申請者の投資に関する内部管理情報であり、公にすることで申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
文書3	林業参画に伴う事業計画書	申請者の取引先に関する情報	群馬県情報公開条例第 14 条第 3 号イ 該当	①に同じ
		林業機械の規格・台数の情報	群馬県情報公開条例第 14 条第 3 号イ 該当	②に同じ
		申請者の財務・経営・雇用等に関する情報	群馬県情報公開条例第 14 条第 3 号イ 該当	③当該情報は内部管理情報であり、申請者によってむやみに公にしていないものであり、公にすると、競争相手に知られる蓋然性が高く、申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		申請者の 事業の分析のうち 内部要因のうち「弱み」に係る情報	群馬県情報公開条例第 14 条第 3 号イ 該当	③に同じ
文書4	【〇〇発電所】 認定申請書_抜粋	申請者の取引先に関する情報	群馬県情報公開条例第 14 条第 3 号イ 該当	①に同じ
		申請者が負担する費用に関する情報	群馬県情報公開条例第 14 条第 3 号イ 該当	③に同じ
文書5	【R031117】燃料の 調達及び使用計画書	申請者の取引先に関する情報	群馬県情報公開条例第 14 条第 3 号イ 該当	①に同じ
		林業機械の規格・台数の情報	群馬県情報公開条例第 14 条第 3 号イ 該当	②に同じ
		調達価格等の情報	群馬県情報公開条例第 14 条第 3 号イ 該当	当該情報は、一般に契約関係のある事業者間のみで共有される内部管理情報であり、公にすると、競争相手に知られる蓋然性が高く、申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		申請者の雇用に関する情報	群馬県情報公開条例第 14 条第 3 号イ 該当	③に同じ
文書6	【R031125】燃料の 調達及び使用計画書	文書 5 に同じ	群馬県情報公開条例第 14 条第 3 号イ 該当	文書 5 に同じ

文書7	【R031201】燃料の調達及び使用計画書・協定	文書5に同じ	群馬県情報公開条例第14条第3号イ該当	文書5に同じ
		印影	群馬県情報公開条例第14条第3号イ該当	印影は登録された法人印であり、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであって、申請者において、むやみに公にしているものであり、公にすることによって印影偽造され、悪用される等、申請者の正当な利益を害するおそれがあるため。
文書8	メールやり取り一式	法人の従業員の氏名及びアドレス	群馬県情報公開条例第14条第2号該当	法人の従業員の氏名及びアドレスは、個人を識別することができるものであり、公にすると当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。
		申請者の取引先に関する情報	群馬県情報公開条例第14条第3号イ該当	①に同じ
		当該計画と別の第三者情報	群馬県情報公開条例第14条第3号イ該当	当該情報は本件とは別の第三者情報であり、公にすると、競争相手等に知られる蓋然性が高く、当該第三者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

○別表 2（非開示部分に記載されている情報）

番号	文書名	項番	記載されている事項
文書1	回議用紙	1	燃料調達事業者の名称
文書2	林業事業体としてのビジョンについて	2	林業事業について技術指導を行う者の名称
		3	林業機械の能力、台数
文書3	林業参画に伴う事業計画書	4	過去の収支及び今後の収支の見込み 林業事業の収益見込額 林業機械の購入費用及び融資金額
		5	申請者の事業の分析のうち「弱み」に係る情報
		6	認定経営革新等支援機関の名称 金融機関の名称
		7	燃料調達事業者の名称
		8	林業機械の規格・台数の情報 型番・金額・特殊な装備、画像
		9	第1種電気工事士の人数 小型車両系建築機械の有資格者の人数
		10	雇用する予定の人数
文書4	【〇〇発電所】 再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書 (抜粋)	11	系統接続に係る工事費用 保守点検及び維持管理費用総額 廃棄等費用の総額、毎月積立金額
		12	保守点検責任者の名称、責任者名、電話番号、法人番号

文書5	【R031117】バイオマス燃料の調達及び使用計画書	13	燃料調達事業者の名称・団体認定番号
		14	原材料入荷量、原材料入荷計画量、出荷先
		15	林業機械の規格・台数の情報
		16	林業事業について技術指導を行う者の名称
		17	燃料の調達費用
		18	各工程における費用
		19	雇用予定者数
文書6	【R031125】バイオマス燃料の調達及び使用計画書	20	文書5と同じ事項
文書7	【R031201】バイオマス燃料の調達及び使用計画書	21	文書5と同じ事項
		22	申請者及び燃料調達事業者の代表者印の印影
		23	燃料供給者の名称、代表者名、所在
文書8	提携事業者と実施機関のやりとりに関するメール	24	提携事業者の担当者名、メールアドレス
		25	提携事業者の名称、所在、電話・ファックス番号
		26	提携事業者が担当している他の案件に関する情報